

奥州市上下水道事業告示第 6 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 16 日

奥州市長 倉成 淳

1 都市計画事業の種類及び名称

昭和61年建設省告示第1854号奥州都市計画及び金ヶ崎都市計画下水道事業北上川上流流域下水道（胆江処理区）

2 縦覧場所

奥州市江刺大通り 1 番 8 号

奥州市上下水道部下水道課